

平成28年 第6回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年5月26日(木) 午後1時30分から午後2時34分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (25人)

会長	27番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	新井藤市
委員	3番	亀田文昭
委員	4番	小林秀秋
委員	5番	福田フミエ
委員	6番	志賀喜一
委員	7番	木村弘一
委員	9番	藤倉義雄
委員	10番	島田一男
委員	11番	丸山 勤
委員	12番	岩上良雄
委員	13番	島田正実
委員	14番	澁江修身
委員	15番	尾花 収
委員	16番	桂 正次
委員	17番	樋下田政義
委員	18番	新井 勉
委員	19番	小堀幸雄
委員	21番	田中 茂
委員	22番	京谷博次
委員	23番	兵藤 勇
委員	24番	大関千代子
委員	25番	立川勝美
委員	26番	高橋 功

4. 欠席委員

8番	松本信行
20番	飯島誠治

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第3号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第3号 相続税納税猶予適格者証明願について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 墳本隆男

農地調整係 係長 金子裕美

主査 黒田和美

主査 槇田俊幸

主事補 桑子豪敏

## 7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、平成28年第6回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員につきましては、25名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号8番 松本信行委員、議席番号20番 飯島誠治委員の2名でございます。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は25名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 ただいまから、平成28年第6回佐野市農業委員会総会を開会いたしま

す。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号4番 小林秀秋委員、議席番号23番 兵藤 勇委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の榎田俊幸主査、桑子豪敏主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第3号まであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第3号「相続税納税猶予適格者証明願について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第3号 相続税納税猶予適格者証明願について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第3号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第3号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第5号まででございます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。現地調査・検討結果報告書をご覧ください。

3条384番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機、コンバイン、乾燥機各1台を所有しています。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条385番 契約内容は貸借権の設定10年です。賃借料は〇〇円です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各1台をリースしております。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

次に、農地所有適格法人としての要件の有無でございます。農地法の改正により、農業生産法人から農地所有適格法人となり、役員要件が見直されました。農地所有適格法人とは農地所有適格法人であるための4つの要件をみたすことにより、農地の権利取得が可能な法人でございます。

4つの要件でございますが、まず、一つ目は法人形態要件といたしまして、当該法人の形態が、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人のいずれかであること。なお、株式会社の場合、公開会社ではなく、株式に譲渡制限を設けてある必要がございます。

二つ目は、事業要件といたしまして、法人の主たる事業が農業であり、その売上高が法人の売上高の過半であること。

三つ目は、構成要件でございます。この要件は、農地所有適格法人の議決権を有する構成員に成り得る者と、その議決権に制限を設けるものでございます。構成員に成り得る者として大きく、農業関係者と農業関係者以外の構成員に分かれます。農業関係者といたしましては、農地の権利提供者、法人の農業の常時従事者、基幹的な農作業の委託農家、農地中間管理機構、農地中間管理機構または農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体でございます。所有する議決権については、農業関係者が、総議決権の二分の一を超えている必要があります。従いまして、農業関係者以外の構成員の議決権は、総議決権の二分の一未満となります。

最後に四つ目の要件は、役員要件でございます。この要件は、農地所有適格法人の役員に制限を設けるものでございます。制限には二つございま

して、まず一つ目が役員の過半が法人の農業に常時従事することになります。ここでいう農業とは、農作業の他に、農地所有適格法人の労務管理や農作物の販売等も含み、常時とは、原則年間150日以上を指します。二つ目は、役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が原則年間60日以上、農作業に従事すること。となります。以上4つの要件すべてを満たしたものが農地所有適格法人として認められます。申請人につきましては事務局で確認した結果、すべて満たされておりますので農地所有適格法人として認められることとなります。

なお、本案件につきましては、新規就農ということで、農地調整審査会に諮っております。この後、審査会担当班長に結果報告をお願いしておりますので、よろしくお願いたします。

3条386番 契約内容は売買による所有権の移転です。対価は〇〇円です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台を所有しております。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

それでは、3条385番の新規就農につきまして、審査会に結果報告をお願いいたします。

審査会

それでは、審査会の結果を報告します。5月18日に、委員6名が出席して審査会を行いました。3条385番の案件について報告いたします。本申請につきましては、貸借権の設定1件の申請であります。申請地の現状はいずれも特に問題ありません。作付計画といたしましては、すべて米です。申請人は会社の役員として働く傍ら、新規就農をし、現在では米を耕作しております。これまでは個人で耕作しておりましたが、今後の経営拡大と安定のため法人化したものです。今後は休耕田を取得または借入れ、耕作することにより休耕田を減少していきたいと考えております。米の販売先ですが、申請人が役員として働いている会社の従業員や関係者へ販売します。申請人は地域の担い手としてさらなる活躍が期待され、将来的には耕作放棄地の解消、中山間地域の活性化に繋がることを期待され、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以下、協議をよろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。審査会の結果については報告のとおりであります。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

4条82番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田と畑」、東は「市道幅員4m」、西は「雑種地」、南は「雑種地と県道幅員7m」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第3種農地に該当し、許可の基準は「原則許可」です。

立地基準は、農水省農村振興局長通知の「第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、当該設備の設置主体によらず農地法の規定による農地転用許可を受けて設置可能」という取扱いに該当すると思われま。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっ

ており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条434番について報告します。

本申請は、工場敷地を拡張するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「雑種地」、西は「雑種地」、南は「市道幅員5m」、北は「水路」です。排水計画は、「雨水の

みで浸透施設処理」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が工場敷地拡張であり、農地法施行規則第18条第1項第2号ハの既存の施設の拡張にあたり、拡張に係る部分の面積が既存の面積の2分の1を超えないものに該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条435番について報告します。

本申請は、申請地を資材置場として使用するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「雑種地」、西は「市道幅員4m」、南は「宅地」、北は「雑種地」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が自己の事業用の資材置場であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条436番について報告します。

本申請は、申請地を駐車場として使用するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員6m」、西は「畑」、南は「水路」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第3種農地に該当し、許可の基準は「原則許可」です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号の案件については、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成28年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地287番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の東は畑ですが、営農に支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、昭和45年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われま。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま。

非農地 288 番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地のうち、閑馬町 1 筆の北、他の別の 1 筆の北、他の別の 1 筆の北と西は畑ですが営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20 年以上前から非農地であることを証明する資料として、昭和 59 年新築の記載のある建物全部事項証明書及び昭和 60 年新築の記載がある家屋評価証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地 289 番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20 年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成 5 年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地 290 番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20 年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成 6 年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地 291 番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20 年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成 5 年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地 292 番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の周辺には農地がない

ため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。お諮りをいたします。議案第4号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成28年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第5号 1. 利用権設定関係の43頁151番、50頁224番について、議席番号7番 木村弘一委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第5号 1. 利用権設定関係の43頁151番、50頁224番について審議いたします。木村弘一委員の退室をお願いいたします。

(木村弘一委員 退室 14:29)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号 1. 利用権設定関係の43頁151番、50頁224番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号 1. 利用権設定関係の43頁151番、50頁224番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。木村弘一委員の入室をお願いします。

(木村弘一委員 入室 14:30)

次に、議案第5号 1. 利用権設定関係の44頁170番について、議席番号14番 澁江修身委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第5号 1. 利用権設定関係の44頁170番について審議いたします。澁江修身委員の退室をお願いいたします。

(澁江修身委員 退室 14:31)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号 1. 利用権設定関係の44頁170番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号 1. 利用権設定関係の44頁170番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。委員の入室をお願いします。

(澁江修身委員 入室 14:32)

次に、議案第5号 1. 利用権設定関係の43頁151番、44頁170番、50頁224番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号 1. 利用権設定関係の43頁151番、44頁170番、50頁224番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって議案第5号 1. 利用権設定関係の43頁151番、44頁170番、50頁224番以外の案件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました、常設審議委員会議案をご覧ください。前回の定例会において議決し、栃木県農業会議に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得まして、他法令との調整もつきましたので、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成28年第6回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時34分閉会